

明日 への 話題

2つの投資信託 研究会報告書と 現在



一般社団法人 投資信託協会
会長

しら かわ
白川

まこと
真

1989年5月と1994年6月に、当時の大蔵省証券局が設置した「投資信託研究会」においてとりまとめられた報告書が公表されている。

当時、委託会社（運用会社）は免許制であり、信託約款は個別承認制であったなど、現在の法規制とは異なる中で議論が展開されていたわけだが、具体的項目を見ると非常に興味深いものがある。

代表的なものを挙げると、「新規参入問題」（1989年）及び「委託会社の独立性」とそれに関連する「投資信託の設定・運用及び販売のあり方の見直し」（1989年と1994年）である。

このうち、新規参入問題は、「基本的には、前向き」とし、外資参入への方向性を示した。ただ、金融機関等の参入は、「幅広い検討を行った上で結論」としている。これは、当時の金融・資本市場のあり方をどう考えるかといった、いわゆる「銀・証問題」が色濃く反映されたものと思われる。現在では、グローバルに活躍している名だたる外資系運用会社39社が投資信託協会の会員となっており、我が国の金融機関系運用会社とともに存在感を示し、投資信託市場の活性化に貢献している。

委託会社の独立性は、当時でも行政当局における関心項目であったことが窺える。投資信託に対する投資家の評価、信頼、満足度といったことが必ずしも高いものではないとの認識にたつて、投資信託の発展のためには、投資者の一層の信頼を得ていくことが肝要とされ、投資信託関係者に、委託会社の運用体制や経営体制について、一層の自主性を確立する努力や中長期の資産運用ニーズに対応した商品の設定・販売などを求めた。

それから20年以上を経て、昨年公表された日本再興戦略（改訂2014）などにおいて、投資信託の運用に係る透明性の向上や投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組を進めることなどが求められている。過去になされた提言と共通している部分も多いが、大きく相違している点は、日本再興戦略では、「豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立」を実現するためという大きなグランドデザインを明確に掲げ、政府の成長戦略の中で、投資信託の全体的なレベル向上を求めていることである。我々運用業界にとっては極めて大きな課題ではあるが、国民に受け入れられる商品の開発、期待に応える持続的な運用成果の提供、受託者責任の貫徹など、運用業界の更なる飛躍に向け努力したい。